
生体認証特約

1. (生体認証契約の締結および成立)

- (1) 生体認証契約の締結にあたっては、あらかじめ「せとしん I C キャッシュカード (以下「I C キャッシュカード」といいます。)」の申込みが必要となります。
- (2) 当金庫は、お客さまから生体認証契約に係る当金庫所定の申込書および I C キャッシュカードの提出を受け、当金庫がこれを承諾して、当金庫所定の機器により I C キャッシュカード上の I C チップにお客さまの生体認証データを登録した時に契約が成立するものとします。

2. (生体認証とは)

- (1) 生体認証とは、当金庫との間の信用金庫取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、当金庫のキャッシュカード規定、並びにせとしん I C カード特約に定める I C キャッシュカード上の I C チップに当金庫所定の機器、操作および手続きにより当金庫の認めた利用者 (以下「利用者」といいます。) の手のひら静脈パターンを記録 (記録した手のひら静脈パターンを「生体認証データ」といいます。) し、これを当金庫所定の機器により当該利用者の手のひら静脈パターンと照合すること (以下「生体認証データの照合」といいます。) により認証を行うものをいいます。
- (2) 生体認証データの照合は、当金庫との間の信用金庫取引について当金庫が預金者本人であることの確認 (以下「本人確認」といいます。) 手段の一つとして使用するものです。当金庫が必要と認める場合には、お取引の種類や状況に応じて I C キャッシュカードの暗証番号の入力その他の本人であることを確認する手段と併せて使用するものとします。
- (3) 生体認証を使用する当金庫との間の信用金庫取引については、原則として本規定の第 6 条に定めるところによります。

3. (生体認証データの登録)

- (1) 生体認証データの登録は、当金庫所定の書面による届出時に行うものとします。
- (2) 生体認証データの登録にあたっては、当金庫所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当金庫は生体認証契約をお断りすることがあります。

4. (取扱店の範囲)

- (1) 生体認証データの登録は当金庫本支店の当金庫所定の窓口にてお取扱いをします。
- (2) 生体認証データの照合は、当金庫所定の窓口および当金庫所定の現金自動預入払出兼用機 (以下「A T M」といいます。) にてお取扱いをします。

5. (生体認証の対象預金)

生体認証の対象とすることができる預金口座の種類は、I C キャッシュカードの発行口座となる次の預金とします。

① 普通預金口座

(総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の特約のある無利息型普通預金を含みます。)

② 貯蓄預金口座

6. (生体認証の利用範囲)

- (1) 生体認証対象口座の預金に関し、当金庫所定の A T M で払戻し (預金の払戻しによる振込・振替取引も含みます。)、各種照会、暗証番号の変更、その他当金庫所定の取引を行う場合は、生体認証による本人確認を行います。詳細は第 7 条に規定するところによります。
- (2) その他、当金庫が必要と認めた場合は、生体認証による本人確認を行います。

7. (預金の払戻し、振込、振替等および生体認証データの照合)

- (1) 生体認証対象口座の預金に関し、当金庫所定の A T M で払戻し (預金の払戻しによる振込・振替取引も含みます。)、各種照会、暗証番号の変更、その他当金庫所定の取引を行う場合は、当金庫所定の A T M の画面表示等の操作手順に従って、A T M に I C キャッシュカードを挿入し、ご利用ください。

-
- (2) 前項の取引について、当金庫は生体認証データについて当金庫所定の機器によって同一性が認定され（以下「生体認証データの一致」といいます。）、かつ入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に払戻し等を行います。
- (3) 第2項の規定にかかわらず、当金庫が当金庫所定の機器で生体認証による照合が不可能と判断した場合、当金庫所定の方法で払戻し等をする場合があります。
8. (生体認証データの登録変更)
- 生体認証データの登録の変更を行う場合は、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の書類を届出てください。当金庫は、本人確認を行う等、当金庫所定の手続きをした後に登録の変更を行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
9. (ICキャッシュカード再発行等の生体認証データの登録手続き)
- 生体認証データを登録したICキャッシュカードを使用不能などにより、新しいICキャッシュカードに切り替えた場合は、あらためて生体認証データの登録が必要となりますので、すみやかに新しいICキャッシュカードに生体認証データの登録手続きを行ってください。
10. (認証装置の障害時の取扱い)
- 生体認証データの照合を行う当金庫所定の機器に障害が生じた場合その他相当の事由のある場合は、当金庫所定のATMにおける第7条第1項の取引について生体認証データの照合を一時的に中止する場合があります。
11. (代理人)
- (1) 預金者本人は、当金庫所定のATMにおける第7条第1項の取引に関し、代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）を届け出すことができます。
- (2) 前項の場合、代理人は預金者本人が同席のうえ、預金者本人のICキャッシュカードに本人の生体認証データと代理人の生体認証データを登録する必要があります。代理人が生体認証データを登録した場合には、代理人についても本規定を適用します。
- (3) 預金者本人のICキャッシュカードに代理人の生体認証データを登録した場合、預金者本人は代理人が第7条第1項の取引を行う場合に限り、本人カードを代理人へ貸与することができます。
- (4) 当金庫所定の手続きにより代理人の生体認証データを登録した場合、当金庫はICキャッシュカードに登録された預金者本人または代理人の生体認証データとの照合を行います。
- (5) 代理人の行為により預金者本人に損害が生じた場合は、その損害は預金者本人が負担するものとし、当金庫は責任を負いません。
- (6) 生体認証による代理人の取引を解約する場合には、預金者本人から当金庫所定の届出をしてください。届出時には、本人のICキャッシュカードから預金者本人の生体認証データと代理人の生体認証データを削除したうえで、再度預金者本人による生体認証データの登録が必要になります。
12. (生体認証利用の解約)
- 生体認証契約は以下の場合、解約となります。
- (1) 本人から生体認証利用の解約の申出があった場合
- 本人から生体認証契約を終了する旨の届出を当金庫が受け、所定の手続きが完了したとき。
- なお、生体認証データを登録したICキャッシュカードの紛失などにより、新しいICキャッシュカードに切り替えた場合は、生体認証データは無効となるものとします。ただし、解約の手続きを行わない限り、生体認証契約は引き続き有効なものとなります。
- (2) 生体認証対象口座が解約された場合
- 預金者本人からのお申し出による他、生体認証対象口座が普通預金規定、総合口座取引規定および貯蓄預金規定にもとづき解約された場合も含まれます。
- (3) ICキャッシュカードが利用停止となった場合

本規定、キャッシュカード規定およびせとしん I Cカード特約により、当金庫が I Cキャッシュカードの利用を停止した場合は、生体認証契約も解約となります。

13. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、キャッシュカード規定、せとしん I Cカード特約により取扱います。

14. (キャッシュカード偽造・盗難)

利用者は、I Cキャッシュカードが盗難にあったもしくは紛失したことを知ったとき、または偽造・変造により他人に不正利用されたことにより生体認証対象口座に関して損害が生じたことを知ったときは、遅延無く、次の各号に掲げる諸手続きをお取りいただきます。

- ① 当金庫所定の書面もしくは電話による当金庫への届出
- ② 所轄警察署への届出
- ③ 不正使用者の発見に努力または協力
- ④ その他損害の防止軽減に必要な努力

15. (特約の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本特約の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

【個人情報保護法関連条項】

生体認証の申込者および申込者の代理人は、当金庫が次の目的のためにせとしん I Cキャッシュカード上の I Cチップ内に自己の手のひら静脈パターンを記録・保管することに同意します。

- (1) 生体認証データは、当金庫所定の機器により、申込者またはその代理人の手のひら静脈パターンと I Cチップ内の手のひら静脈パターンを照合することにより、当金庫との間の信用金庫取引について当金庫が預金者本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。
- (2) 生体認証を使用する当金庫との間の信用金庫取引については原則として以下に定めるところによります。
 - ① 生体認証対象口座の預金に関し、当金庫所定の A T M で払戻し（預金の払戻しによる振込・振替取引も含みます。）、各種照会、暗証番号の変更、その他当金庫所定の取引を行う場合。
 - ② その他、当金庫が必要と認めた場合。（ただし、信用金庫法施行規則等により、適切な業務運営その他の必要と認められる場合に限り。）

以上